

守谷市地域公共交通再構築調査・検討等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、守谷市地域公共交通再構築調査・検討等業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための各種手続き、要件及び審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

（１）業務の名称

守谷市地域公共交通再構築調査・検討等業務委託

（２）業務内容

別紙 1 守谷市地域公共交通再構築調査・検討等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

なお、仕様書内で規定した業務の内容は、本業務に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、本市及び守谷市地域公共交通活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

（３）履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 1 月 3 0 日まで

（４）提案上限額

1 4, 9 4 3, 5 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

各会計年度における委託代金の支払限度（前払金の支払いについては、ただし書きのとおり。）

令和 7 年度 委託代金の 0 % の金額

令和 8 年度 委託代金の 1 0 0 % の金額

ただし、受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社と、同条第 5 項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、委託金額の 1 0 分の 3 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。前払金の請求は千円を単位とし、契約会計年度に後年度分の前払金を請求することができる。委託金額の支払いは、前払金の支払いを除き、完了後一括払いとする。

なお、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業規模を示すためのものである。

(5) 選定方法

公募型プロポーザル方式

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすこと。ただし、参加申込書の提出後、委託契約締結時までの間に参加資格を喪失した者は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 守谷市競争入札参加資格規程（平成 15 年守谷市訓令第 13 号）に基づく令和 7・8 年度の競争入札参加有資格者名簿（建設コンサルタント）に登録されている者であること。
- (3) 守谷市工事等の契約に係る指名停止等措置要領（平成 6 年守谷町規程第 10 号）に基づく指名停止期間中でないものであること。
- (4) 守谷市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成 20 年守谷市告示第 76 号）第 3 条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始後又は再生計画の認可決定が決定した後に守谷市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りではない。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく特別清算開始の申立がなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (7) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 自らが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団である者
 - イ 自らの役員等が暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員である者
 - ウ 自らの経営に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）が実質的に関与している者
 - エ 自ら又は自らの役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用する等をしている者
 - オ 自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金を供給し、若しくは便宜を供与する等積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力

し、又は関与している者

カ 自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難される関係を有している者

キ 自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用する等をしている者

(8) 仕様書に基づく本業務を履行するために必要な業務経験・実績を有し、本業務に精通した者を従事させることができるとともに、本業務を円滑に確実に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

(9) 本業務経験・実績とは、令和7年4月1日を基準として、直近5年間（令和2年度から令和6年度）の間に、地方公共団体（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会を含む。）からの発注によって、本業務と類似する業務（地域公共交通計画の策定支援又は公共交通に関する各種調査業務）を受託し、完了した実績があること。

4 スケジュール

日 程	内 容
令和7年10月17日（金）	・ 募集の開始 （本市ホームページに掲載）
令和7年10月17日（金）から 令和7年10月24日（金）午後5時まで	・ 質問受付期間
令和7年10月28日（火）まで	・ 質問に対する回答（随時）
令和7年10月29日（水）から 令和7年11月11日（火）午後5時まで	・ 参加申込（企画提案書等）の 受付期間
令和7年11月18日（火）	・ 書類審査結果通知
令和7年11月26日（水）予定	・ プレゼンテーション審査
令和7年12月 4日（木）予定	・ 審査結果通知、結果の公表
令和7年12月上旬	・ 契約締結

ただし、各実施日については、事務上の都合により変更する場合がある。

5 実施要領等の公表

(1) 公 表 日 令和7年10月17日（金）

(2) 公表方法 守谷市公式ホームページへの掲載
URL:<https://www.city.moriya.ibaraki.jp/>

(3) 実施要領等の関係書類の入手方法
本市公式ホームページからダウンロード

6 質問と回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおり行うものとする。

(1) 受付期間

令和7年10月17日（金）～24日（金） 午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式1）に質問内容を記載し、メールにより提出すること。

電子メールの件名は「【公共交通プロポーザル質問】_〇〇（事業者名）」とすること。なお、メール送信後、電話による連絡も行うこと。

(3) 提出先

守谷市 都市整備部 都市計画課

メール：toshikei*city.moriya.ibaraki.jp

（セキュリティ上、*を@と読み替えること。）

なお、電話による質問は受付しないので、留意すること。

(4) 回答方法

令和7年10月28日（火）までに、本市公式ホームページに掲載する。

- ・質問のあった事業者名は公表せず、質問内容及び回答のみ公表する。
- ・質問内容が不明瞭である場合や意見表明と解される場合は回答しないことがある。
- ・質問内容を公表することが質問した者に不利益になる場合は、個別回答をするものとし、質問内容・回答内容を公表しないことがある。
- ・回答の内容に疑義がある場合でも、本市はそれ以上の質問に回答しない。
- ・回答の内容は、実施要領の追加又は修正とみなす。

7 参加手続等

(1) 提出書類

書類名	様式	備考
①参加申込書	様式2	
②会社概要書	様式3	・会社パンフレット等、会社概要がわかるものを併せて提出すること。
③業務実績書	様式4 任意様式	・令和2年度から令和6年度の実績（3 参加資格（9）に該当する実績）を記載すること。 また、業務実績の中から、具体的なデータ（実績のある自治体において公表されている計画等）を1自治体分、添付すること。
④業務体制表	様式5	・配置を予定している全員について記載する

		こと。
⑤企画提案書	任意様式	・企画提案書は横書きで記載し、基本的にA4版両面印刷で長辺綴じとすること。ただし、表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記載方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。 ・仕様書及び別紙2 守谷市地域公共交通再構築調査・検討等業務委託 プロポーザル評価基準及び配点（以下「評価基準書」という。）の評価基準に基づき企画提案書の作成を行うこと。 ・ページ数の上限はないが、仕様書や評価基準書に沿って、提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく作成すること。 ・説明は文章をもって行い、図表はその補助として用いること。 ・企画提案書は目次及びページ番号をつけること。
⑥業務工程表	任意様式	・事業全体のスケジュールを記載すること。
⑦見積書	任意様式	・消費税を含む金額を記載するとともに、積算内訳についても記載すること。

（２）提出部数

①正本（上記①～⑦） 1部（代表者印押印のもの）

②副本（上記①～⑦） 2部（複写可）

③データー式

※提出書類①から⑦の順序でまとめ、穴開け・ホチキス止めはせず、ダブルクリップ等で留めて提出すること。

※データー式については、正本の電子データをCD-R又はDVD-Rに格納すること。ただし、データ形式はワード、エクセル、パワーポイント、PDFのいずれかとする。

※正本にカラー表示を含む場合は、副本においてもカラー表示にて提出すること。

（３）提出期限

令和7年11月11日（火） 午後5時まで（必着）

(4) 提出方法

参加を希望する事業者は、閉庁日を除く午前9時から午後5時までに、次号の提出先に「持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）」により提出すること。

(5) 提出先

〒302-0198 茨城県守谷市大柏950番地の1
守谷市 都市整備部 都市計画課 交通政策・景観G 宛

8 企画提案書等の取扱い

- (1) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (2) 企画提案書等の提出後、補足資料等を求めることがある。
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加停止措置を行うことがある。
- (4) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など、日本国の法令に保護された第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

9 審査（書類審査及びプレゼンテーション審査）

(1) 審査の手順

審査は、本業務に係るプロポーザル審査委員会委員（以下「各委員」という。）による提出書類の審査及び企画提案書等に記載された内容についてのプレゼンテーション審査により行う。ただし、プレゼンテーション審査に進む者は、各委員の得点の平均点が最低基準点（満点の6割）を上回る者かつ、各委員の得点の平均点が高い上位4者以内とする。この結果（通過又は不通過の結果に限る。）は、全ての企画提案者へ令和7年11月18日（火）に電子メールにて通知する。また、プレゼンテーション審査に進む者には、併せて当該審査の開催通知を送付する。

各委員の書類審査及びプレゼンテーション審査のそれぞれの審査の平均得点（小数点第2位で四捨五入）を合計した得点が最も高い者を第1優先交渉権者として選定する。次点の者を第2優先交渉権者とする。

なお、審査結果に係る問い合わせには応じない。また、選考結果の異議申し立ては、一切受け付けない。

※参加する提案者が1者の場合でも提出書類の審査を実施し、各委員の得点の平均点が最低基準点（満点の6割）を超えた場合はプレゼンテーション審査へ進むものとする。提案者全員が最低基準点を満たさない場合は、決定見送りとする。

(2) プレゼンテーション審査の日時

令和7年11月26日(水) 予定

詳細な日程は、前号に記載のとおり、企画提案者に通知する。なお、プレゼンテーション審査の順序は、原則、企画提案書の提出順とする。

(3) 実施場所：守谷市役所内(予定)

※詳細は日程と併せて通知する。

(4) 所要時間

1 企画提案者につき、プレゼンテーション20分以内、ヒアリング15分程度とする。

- ・企画提案(プレゼンテーション) 20分以内
- ・質疑応答(ヒアリング) 15分程度

(5) 内容

プレゼンテーションは提出した企画提案書の詳細な説明をすること。提案内容の説明には企画提案書のほか、パワーポイントを利用した説明を可能とする。ただし、パワーポイントの内容は、企画提案書に記載された提案内容及びその補足事項に限る。

また、提出済みの企画提案書以外のデータをプレゼンテーション審査に使用する場合は、前日までに電子メール又はCD-R等により該当データを提出するものとする。

(6) 出席者

4名以内とし、業務体制表に記載された管理責任者及び主担当者は、原則、出席すること。

(7) 使用機器

本市が用意する機器(プロジェクター、HDMIケーブル、スクリーン、マイク)以外の機器を使用する場合は、企画提案者が持参するものとする。

(8) 選定結果

選定結果については、プレゼンテーション審査に参加した全ての企画提案者に個別に電子メールにより通知するとともに、本市公式ホームページにおいても選定結果(優先交渉権者の名称)を公表する。

なお、選定結果等についての異議申し立ては、一切受け付けない。

(9) その他

企画提案書及びプレゼンテーション審査におけるヒアリングの結果、仕様書にない提案があった場合は、業務の仕様に含めることを原則とする。ただし、提案内容及びプレゼンテーション審査におけるヒアリングにおける回答事項がそのまま契約内容となるものではない。

プレゼンテーション審査の実施方法が変更となる場合については、事前に連絡する。

10 評価項目

評価項目は、**別紙 2**「守谷市地域公共交通再構築調査・検討等業務委託 プロポーザル評価基準及び配点」のとおりとする。

11 その他留意事項

- (1) 本業務に関する契約事務は本市が行うが、実際の契約者は「守谷市地域公共交通活性化協議会会長」であることに留意すること。
- (2) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (3) 本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (4) 企画提案書は、1 事業者につき 1 提案とする。
- (5) 提出期限後の企画提案書等の修正及び変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により修正及び変更が生じた場合で、本市が承諾したときはこの限りではない。
- (6) 企画提案書等、本プロポーザルに関する全ての提出物は、審査結果にかかわらず返却しない。
- (7) 企画提案書等については、本プロポーザルにのみ使用するものとする。
- (8) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (9) 審査結果に基づき、本市は優先交渉権者と仕様書及び企画提案書に基づく内容の条件を協議する。ただし、本業務の目的達成のため必要な範囲において、優先交渉権者との協議段階で項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより委託料上限額を超えない範囲で、契約内容及び契約金額等の調整を行うことがある。
- (10) 優先交渉権者との間で契約の締結に至らなかった場合には、次点優先交渉権者と上記と同様の協議を行う。
- (11) 審査結果（参加者数、点数、順位）は公表するものとし、参加者名は優先交渉権者のみ公表するものとする。
- (12) 本業務の契約が締結されるまでは、本プロポーザルに伴う書類は非公開とする。ただし、契約締結後は、情報公開請求により、守谷市情報公開条例（平成 10 年守谷町条例第 4 号）に基づき、取り扱うものとする。
- (13) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ①参加資格の要件を満たさなくなった場合
 - ②提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③見積書が委託料の提案上限額を超えている場合
 - ④選定の公平性を害する行為があった場合
 - ⑤その他、著しく信義に反する行為があった場合

12 担当部署

守谷市役所 都市整備部 都市計画課 交通政策・景観グループ
(守谷市地域公共交通活性化協議会事務局)

住 所：〒302-0198 茨城県守谷市大柏 950 番地の 1

電 話：0297-45-1111 (代表) 内線 244

メール：toshikei*city.moriya.ibaraki.jp

(セキュリティ上、*を@と読み替えること)